㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百六十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県北設楽郡設楽町八橋字トフジラ一の一・三・四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二、一の三、三、三六、字柴戸屋六の一〇（国有林）、六の一、六の三、七、田内字インベ二三の四、三二、三三の二、三三の三、東納庫字高根一〇、川向字キツ手岩一の一九、一の二〇、一の三五、字梨子谷下一の四、三郡橋字野平四の二、字崩沢二の二、清崎字上原二三の九、長江字ソンジャ一の八三、一の一七七、豊根村下黒川字木曽沢二三・三七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三七の一、三七の二、坂宇場字猪古里五四、五五の四、五六の三、五六の四、字葦ノ平一の六〇、一の六一、一の八五、一の八六、一の八九（次の図に示す部分に限る。）、字大畑二六の一、一七の二、字向三三・三五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三四、三四の二、三四の四、三四の五、字嶺二五の四、二五の五、字御所平四三の六（次の図に示す部分に限る。）、字上中村六一の三、富山字向山一一の二（次の図に示す部分に限る。）、字上山中五九の二・五九の三（以上三筆国有林）、二四の五、五九の一、字西又二四の一、字下山中四二の二、四四の一、字鹿塩一、三、一六、一六の一、一六の二、三沢字池ノ嶋二一の九、二二、一三、二三の一から二三の四まで、二四、二四の一から二四の四まで、二八の一、上黒川字間当二九の二（次の図に示す部分に限る。）、二九の五、二九の一三から二九の二〇まで、二九の二二、字伊香一六、東栄町大字振草字古戸の差又一、三、一二、一三、字古戸夏合沢一、二の一、一〇の二、三の一、三の二、四の一から四の三まで、五、六、六の一、八から二二まで、一七、一七の一、大字中設楽字軒山一六、三九の二、大字三輪字横見一、一の一、二、三、三の一、大字東薗目字向保津一八の五、一九の一、字梨畑一九の一、二二の二、二二の四、二二の九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 官庁報告

## 官庁事項

### 独立行政法人福祉医療機構の第３期中期目標の公表について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定め、平成25年３月１日に指示したので、同項の規定に基づき公表する。

平成 25 年４月５日

厚生労働大臣　田村　憲久

独立行政法人福祉医療機構中期目標（第３期）

独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

第１　中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第２項第１号の中期目標の期間は、平成25年４月から平成30年３月までの５年とする。

第２　法人全体の業務運営の改善に関する事項

独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

１　効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

２　業務管理（リスク管理）の充実

効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。

なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年３月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとすること。

また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

第３　業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第２項第２号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

１　業務・システムの効率化と情報化の推進

⑴　業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。

⑵　業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。

⑶　情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。

２　経費の節減

⑴　業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。

⑵　契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

①　「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

②　随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。

③　監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

④　監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。

⑶　運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15％程度、業務経費は５％程度の額を節減すること。

（注）貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。